

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月10日提出

【発行者名】 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 永田 喜英

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館

【事務連絡者氏名】 大久保 由美子

【電話番号】 03-6267-1900

【届出の対象とした募集(売出)
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド

【届出の対象とした募集(売出)
内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月9日をもって提出した「マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _ _ _ _ _ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

1

主としてアジア・オセアニアの小型株式に投資します。

- ルクセンブルグ籍外国投資法人「マニユライフ・グローバル・ファンド・アジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」(以下「MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド」といいます。)(米ドル建て)への投資を通じて、主にアジア・オセアニアの小型株式に投資を行います。

※アジア・オセアニアの小型株式の定義:

日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の証券取引所に上場する株式のうち、投資時において時価総額が概ね1億米ドル以上30億米ドル以下の企業の株式をいいます。

※投資対象国・地域(2014年12月末現在)

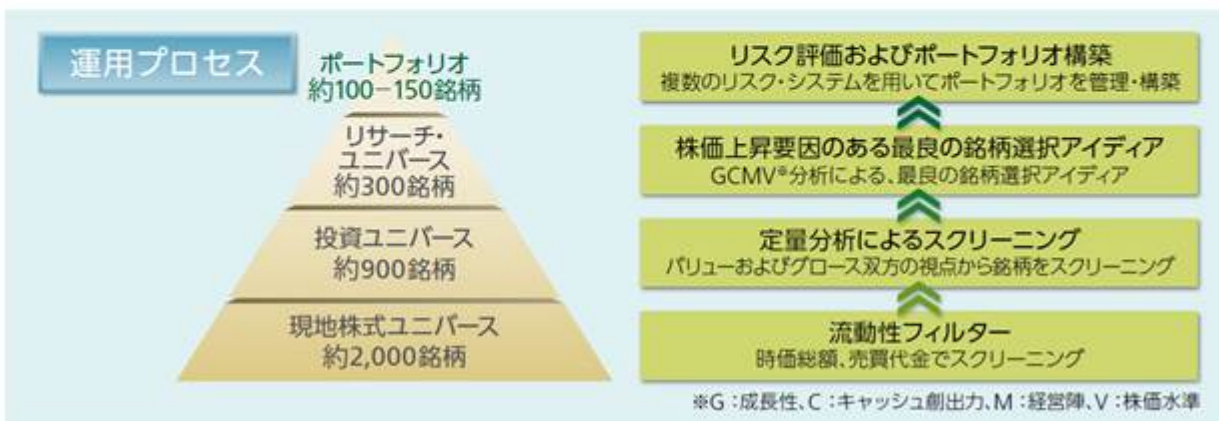
オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ



2

リスク管理を徹底しつつ、割安で成長の期待できる銘柄に投資を行い、値上がり益の獲得を目指します。

- 企業分析に基づいて割安で成長の見込まれるアジア・オセアニアの株式を厳選し、分散投資を行います。
- 継続的に企業調査やモニタリングを行い、リスク管理を徹底します。



※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 アジア・オセアニアの小型株式への投資は、マニライフ・アセット・マネジメント(HK)リミテッドが行います。

- マニライフ・アセット・マネジメントはアジア・オセアニア各国・地域に運用拠点を有しており、アジア株式運用チームはそれらの調査力を活用して運用を行います。



*マニライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所)

4 3か月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことを目指します。

- 毎年3、6、9、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

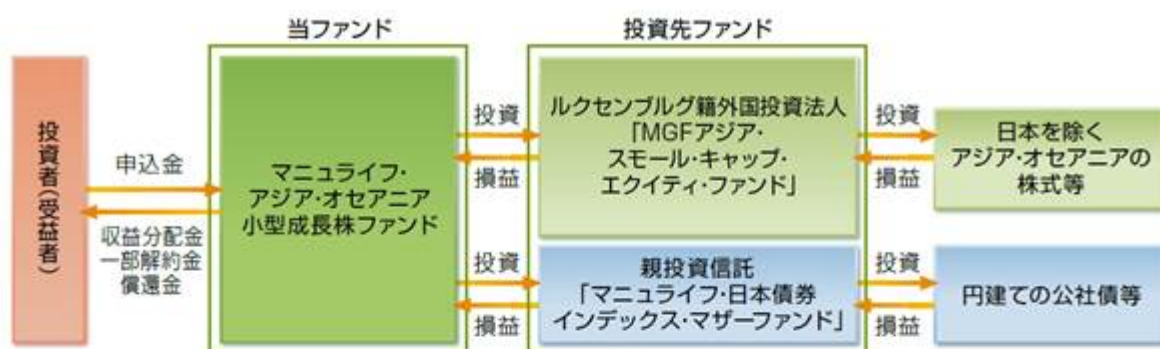
5 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社の概要

マニライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニライフ・グループの一員として、日本で投資信託サービスを提供しています。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

[収益分配金に関する留意事項]

■ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

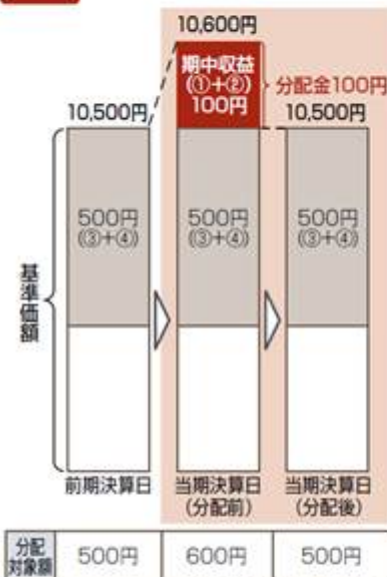
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益(評価益(経費控除後))
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

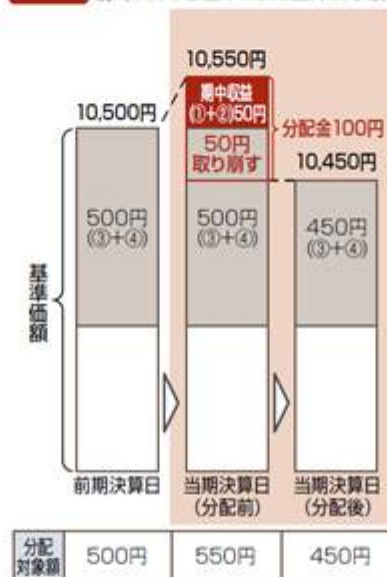
(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

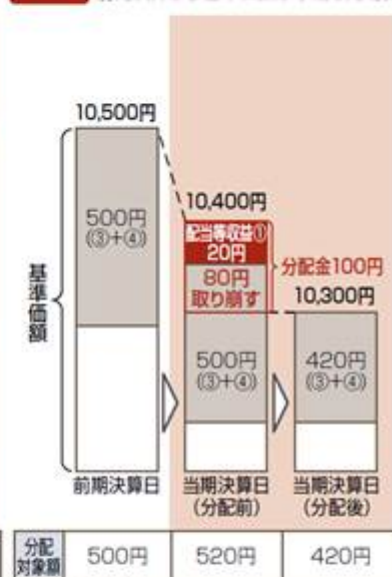
ケースA



ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

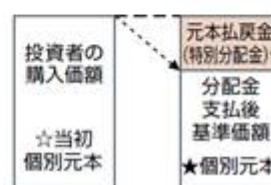
■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

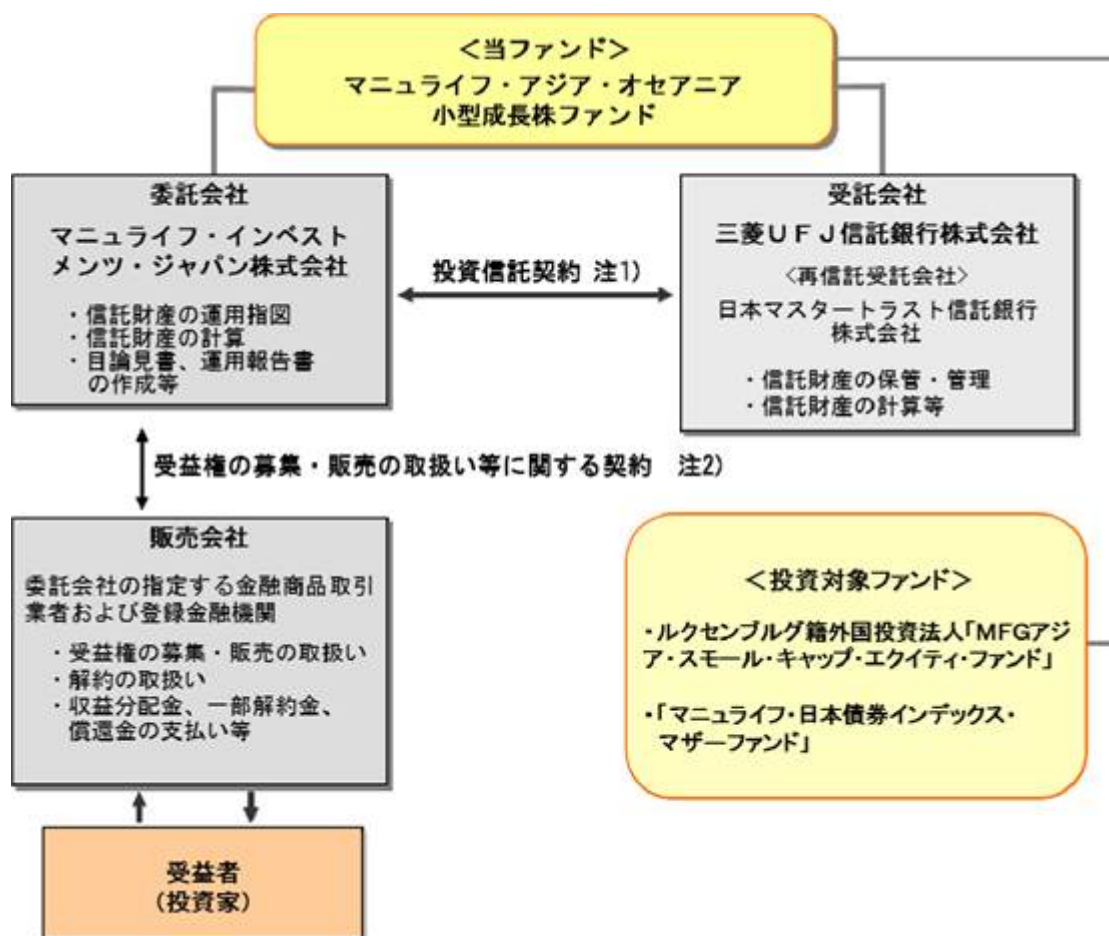
* 投資対象としている投資信託証券の概要については、2[投資方針](2)投資対象 <参考情報>をご参照ください。

(3) 【ファンドの仕組み】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

委託会社・ファンドの関係法人の役割



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したものの。ファンド募集・販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

委託会社の概況（平成26年12月末日現在）

- 資本金の額 2億5,000万円
- 代表者の役職氏名 代表取締役 永田 喜英
- 本店の所在の場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
- 沿革
 - 平成19年11月27日 会社設立
 - 平成20年 7月25日 投資運用業・第二種金融商品取引業登録
 - 平成20年 9月19日 社団法人投資信託協会 加入
 - 平成25年 1月 9日 投資助言・代理業登録

平成25年1月4日付けで一般社団法人投資信託協会に変更になっています。

5. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市国領町四丁目34番地1	49,800株	100%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<参考情報>

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

<訂正前>

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものです。

(平成26年6月末現在)

ファンド名	マニユライフ・グローバル・ファンド - アジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
主な投資対象	日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式を主要投資対象とします。
投資目的	主として日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に分散投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
運用方針	主として日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に投資を行います。それらの株式の発行企業が発行する新株予約権証券や債券等に投資する場合があります。また、ADR、GDR、EDRへの投資も可能とします。 定性・定量両面における徹底した企業分析に基づいて、割安で成長の見込まれるアジア・オセアニアの小型株式を厳選し、分散投資を行います。 継続的に企業調査やモニタリングを行うことによりリスク管理を徹底します。 市場の混乱時等には、一時的に短期金融資産や現金等の比率が大きくなる場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%を超えないものとします。
収益の分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配を行います。
設定日	2006年11月30日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
運用・管理報酬等	年率0.43%程度
その他費用等	上記の他、管理事務代行報酬、監査・法務費用その他ファンドにかかる事務処理等に関する費用、証券の保管および売買委託手数料等の取引に関する費用等もファンドの負担となります。
申込手数料	ありません。
関係法人	運用会社：マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド 保管銀行・管理事務代行会社：シティバンク・インターナショナル・ピーエルシー（ルクセンブルグ・ブランチ）

ファンド名	マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主な投資対象	NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
投資目的	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

運用方針	<p>主としてNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資することにより、同インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>公社債の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、債券先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。</p> <p>委託会社の関連会社である投資運用業者、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>債券への投資割合は、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引・スワップ取引等は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。</p>
収益の分配	分配は行いません。
設定日	2009年2月13日
信託期間	無期限
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
関係法人	<p>委託会社：マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社</p> <p>投資顧問会社：マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社</p> <p>受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社</p>

< 訂正後 >

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものです。

（本書提出日現在）

ファンド名	マニユライフ・グローバル・ファンド - アジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
主な投資対象	日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式を主要投資対象とします。
投資目的	主として日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に分散投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
運用方針	<p>主として日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の小型株式に投資を行います。それらの株式の発行企業が発行する新株予約権証券や債券等に投資する場合があります。また、ADR、GDR、EDRへの投資も可能とします。</p> <p>定性・定量両面における徹底した企業分析に基づいて、割安で成長の見込まれるアジア・オセアニアの小型株式を厳選し、分散投資を行います。</p> <p>継続的に企業調査やモニタリングを行うことによりリスク管理を徹底します。</p> <p>市場の混乱時等には、一時的に短期金融資産や現金等の比率が大きくなる場合があります。</p>
主な投資制限	投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%を超えないものとします。
収益の分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配を行います。
設定日	2006年11月30日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
運用・管理報酬等	年率0.43%程度

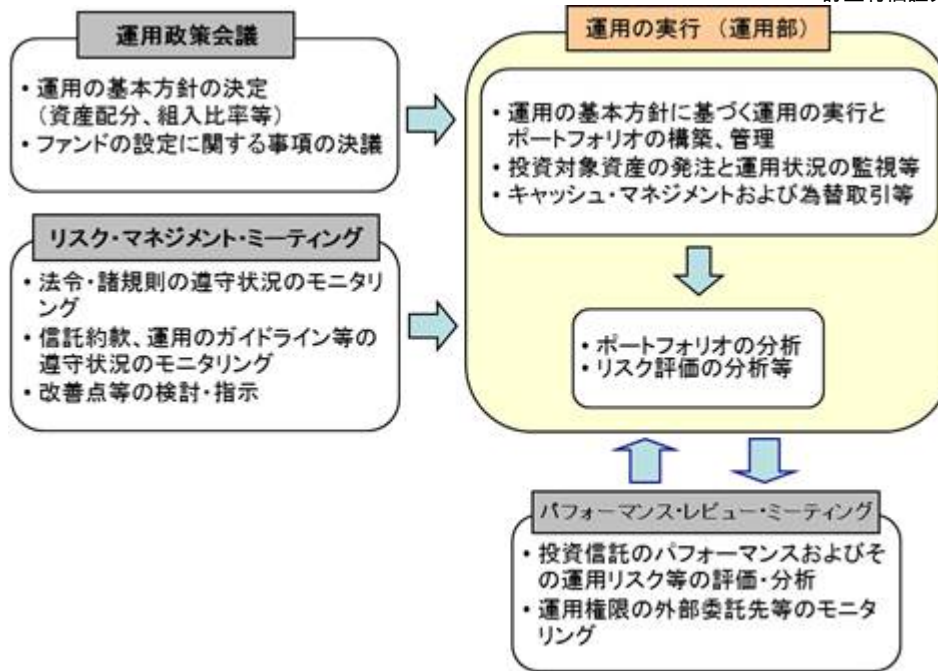
その他費用等	上記の他、管理事務代行報酬、監査・法務費用その他ファンドにかかる事務処理等に関する費用、証券の保管および売買委託手数料等の取引に関する費用等もファンドの負担となります。
申込手数料	ありません。
関係法人	運用会社：マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド 保管銀行・管理事務代行会社：シティバンク・インターナショナル・ピーエルシー（ルクセンブルグ・ブランチ）

ファンド名	マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
主な投資対象	NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
投資目的	わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
運用方針	主としてNOMURA-BPI総合に採用されている公社債に投資することにより、同インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。 公社債の組入比率は原則として高位を維持します。 委託会社の関連会社である投資運用業者、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に運用の指図に関する権限の一部を委託します。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	債券への投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。 __ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
収益の分配	分配は行いません。
設定日	2009年2月13日
信託期間	無期限
決算日	毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
関係法人	委託会社：マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問会社：マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>



パフォーマンス・レビュー・ミーティング	運用部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。
運用政策会議	商品企画部が策定した新ファンドの設定に関する事項および運用の基本方針について、決議を行います。
リスク・マネジメント・ミーティング	リーガル&コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記ミーティングおよび会議は、原則として、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、およびリーガル&コンプライアンス部長で構成しています。

上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

3【投資リスク】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 投資リスク

(注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。)

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券等を実質的に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

<基準価額変動リスク>

株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体の財政・財務状況の悪化・倒産等によって、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<コール・ローンのリスク>

余資運用として行うコール・ローンは、原則有担保とします。無担保コール・ローンを行う場合は、受け方の信用リスクが伴います。

<市場の閉鎖等に伴うリスク>

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されたり同市場が混乱することがあります。これにより、組入れる投資信託証券の運用が影響を被り、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<その他の留意点>

クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当てするために、組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還を行う場合があります。なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還となります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することができなくなります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンド（外国投資信託を含みます。）に適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消することができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止することおよび既に受付けた解約の申込受付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

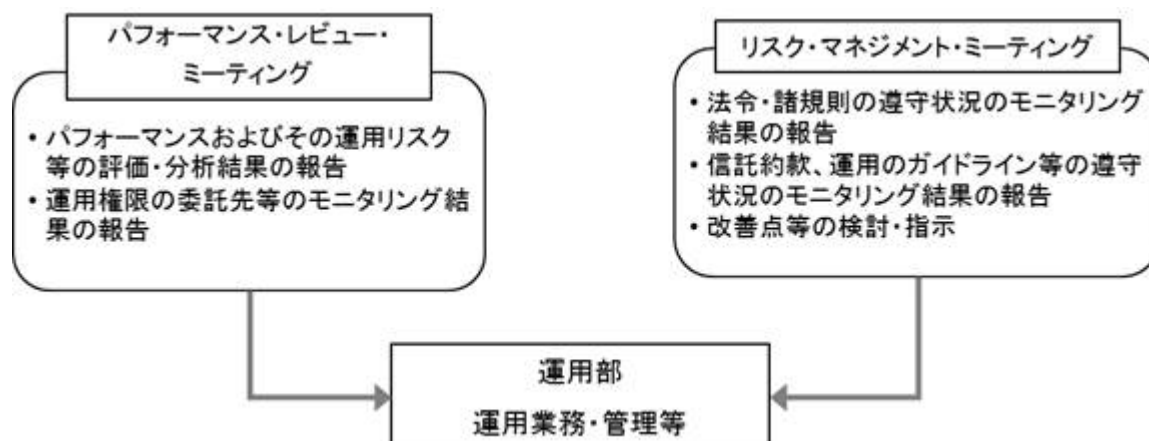
その他

- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来たす場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご留意下さい。

（２）投資リスクに対する管理体制

リスク管理関連の会議



パフォーマンス・レビュー・ミーティング	運用部が投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析結果を同ミーティングに報告し、その内容について審議しております。また、運用権限の外部委託先等のモニタリング結果についても同様の審議をしております。
リスク・マネジメント・ミーティング	リーガル&コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記ミーティングは、原則として、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、およびリーガル&コンプライアンス部長で構成しています。

上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

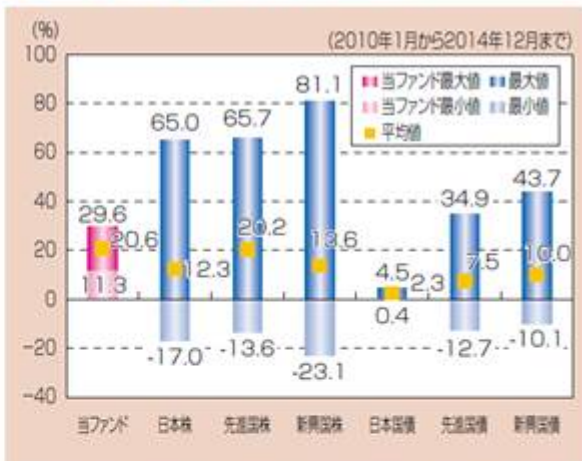
<更新後>

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの年間騰落率は、設定日(2013年7月31日)から2014年12月で算出しております。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日(2013年7月31日)から2014年12月で算出した年間騰落率の数値を表示しています。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日 本 株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc., NOMURA BPI国債:野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.78%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

* 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
ホームページアドレス <http://www.mlij.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%を乗じて得た額を解約時にご負担いただきます。

（信託財産留保額は、信託期間中にファンドを解約する際、解約により発生する組入資産の売却費用等を解約を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、解約を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。）

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率1.5066%（税抜1.395%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.57%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.80%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.025%

ファンドの信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

委託会社の信託報酬には、投資対象としているマニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンドの運用権限の委託先の運用報酬を含みません。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券（組入れファンド）の運用報酬

組入れファンドの名称	運用報酬（年率）
MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド	0.43%程度
マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	なし

MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンドについては、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）、組入資産の売買にかかる費用、管理報酬等がかかります。

組入れファンドの運用報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値	
マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド	1.9366%程度

実質的な信託報酬とは、投資対象とする投資信託証券の運用報酬を含めた報酬です。なお、実質的な信託報酬は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

信託報酬率の概算値は、当ファンドが主として対象とする外国投資証券の運用報酬に消費税等相当額がかかりませんので、税抜表示の数値に消費税率を乗じたものとは一致しません。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、本書提出日現在のものであり、組入れファンドの変更等により今後変更となる場合があります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
毎 日	<p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・ 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・ 上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。 	<p>毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額^注を左記の合計額とみなします。</p>
都 度	<p>組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・ 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。 	<p>実額（消費税等相当額を含みます。）運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。</p>

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

お申込みから解約または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	償還金			

1 平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・配当控除の適用はありません。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

- ・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
- その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

* 上記は平成26年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
 4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）
- * 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- まとめ -

	購入形態	個別元本の計算
原則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

収益分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

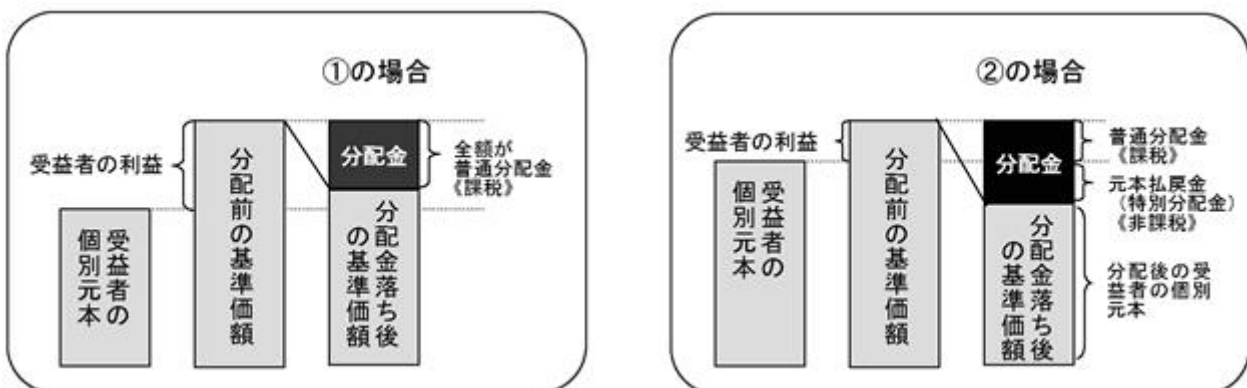
受益者が収益分配金を受取る際

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



* 上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

以下は当ファンドの平成26年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	2,507,454,449	97.94
親投資信託受益証券	日本	105,355	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	52,602,987	2.05
合計(純資産総額)	-	2,560,162,791	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド	14,214,528.713	181.88	2,585,361,779	176.40	2,507,454,449	97.94
2	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	91,845	1.1388	104,593	1.1471	105,355	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.94
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)

為替予約取引	買建	米ドル	550,000.00	66,253,000	66,297,000	2.58
--------	----	-----	------------	------------	------------	------

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2)為替予約取引の評価額金額については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(参考) マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	17,533,471,000	77.94
地方債証券	日本	1,525,151,500	6.78
特殊債券	日本	1,822,359,702	8.10
社債券	日本	1,341,857,000	5.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	270,840,076	1.20
合計(純資産総額)	-	22,493,679,278	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿 価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第340回利付 国債(2年)	600,000,000	100.02	600,132,000	100.18	601,092,000	0.1	2016年5月15日	2.67
2	日本	国債証券	第300回利付 国債(10年)	510,000,000	106.64	543,884,400	106.30	542,130,000	1.5	2019年3月20日	2.41
3	日本	国債証券	第108回利付 国債(20年)	440,000,000	112.42	494,661,200	117.64	517,642,400	1.9	2028年12月20日	2.30
4	日本	国債証券	第309回利付 国債(10年)	480,000,000	105.19	504,955,200	105.88	508,228,800	1.1	2020年6月20日	2.25
5	日本	国債証券	第2回利付 国債(30年)	400,000,000	118.73	474,920,000	124.52	498,100,000	2.4	2030年2月20日	2.21
6	日本	国債証券	第305回利付 国債(10年)	400,000,000	106.25	425,000,000	106.30	425,228,000	1.3	2019年12月20日	1.89
7	日本	国債証券	第326回利付 国債(10年)	400,000,000	101.52	406,080,000	104.15	416,636,000	0.7	2022年12月20日	1.85
8	日本	国債証券	第148回利付 国債(20年)	350,000,000	100.49	351,749,500	108.57	380,023,000	1.5	2034年3月20日	1.68
9	日本	国債証券	第95回利付 国債(20年)	300,000,000	118.21	354,636,000	122.17	366,522,000	2.3	2027年6月20日	1.62
10	日本	国債証券	第277回利付 国債(10年)	320,000,000	103.17	330,163,200	101.95	326,259,200	1.6	2016年3月20日	1.45
11	日本	国債証券	第325回利付 国債(10年)	300,000,000	102.51	307,530,000	104.95	314,850,000	0.8	2022年9月20日	1.39
12	日本	国債証券	第333回利付 国債(10年)	300,000,000	99.79	299,383,000	103.05	309,162,000	0.6	2024年3月20日	1.37
13	日本	国債証券	第334回利付 国債(10年)	300,000,000	100.76	302,309,000	102.94	308,838,000	0.6	2024年6月20日	1.37

14	日本	国債証券	第106回利付 国債(5年)	300,000,000	100.26	300,780,000	100.59	301,785,000	0.2	2017年9月20日	1.34
15	日本	国債証券	第108回利付 国債(5年)	300,000,000	99.86	299,598,000	100.35	301,062,000	0.1	2017年12月20日	1.33
16	日本	国債証券	第339回利付 国債(2年)	300,000,000	100.02	300,069,000	100.17	300,513,000	0.1	2016年4月15日	1.33
17	日本	国債証券	第72回利付 国債(20年)	220,000,000	114.87	252,714,000	117.19	257,826,800	2.1	2024年9月20日	1.14
18	日本	国債証券	第111回利付 国債(5年)	250,000,000	101.01	252,532,500	101.32	253,320,000	0.4	2018年3月20日	1.12
19	日本	国債証券	第289回利付 国債(10年)	230,000,000	105.22	242,017,500	104.49	240,329,300	1.5	2017年12月20日	1.06
20	日本	国債証券	第29回利付 国債(30年)	190,000,000	116.89	222,091,000	125.50	238,457,600	2.4	2038年9月20日	1.06
21	日本	国債証券	第279回利付 国債(10年)	230,000,000	104.00	239,216,100	102.43	235,602,800	2.0	2016年3月20日	1.04
22	日本	国債証券	第107回利付 国債(5年)	230,000,000	100.24	230,568,100	100.65	231,495,000	0.2	2017年12月20日	1.02
23	日本	国債証券	第312回利付 国債(10年)	210,000,000	105.88	222,348,000	106.95	224,601,300	1.2	2020年12月20日	0.99
24	日本	国債証券	第297回利付 国債(10年)	210,000,000	105.84	222,274,500	105.55	221,665,500	1.4	2018年12月20日	0.98
25	日本	国債証券	第317回利付 国債(10年)	200,000,000	105.11	210,226,000	106.87	213,744,000	1.1	2021年9月20日	0.95
26	日本	地方債証券	第664回東京都 公募公債	200,000,000	105.67	211,348,000	105.25	210,508,000	1.4	2018年12月20日	0.93
27	日本	特殊債券	第35回日本高速 道路保有・債務 返済機構債券	200,000,000	105.70	211,406,000	104.85	209,714,000	1.65	2018年3月20日	0.93
28	日本	地方債証券	第37回地方公共 団体金融機構債券	200,000,000	102.15	204,316,000	104.58	209,162,000	0.852	2022年6月28日	0.92
29	日本	特殊債券	第36回政府保証 日本高速道路 保有・債務返済 機構債券	200,000,000	105.84	211,690,000	104.49	208,980,000	1.9	2017年6月20日	0.92
30	日本	地方債証券	第40回地方公共 団体金融機構債券	200,000,000	101.63	203,268,000	104.40	208,816,000	0.825	2022年9月28日	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	77.94
地方債証券	6.78
特殊債券	8.10
社債券	5.96
合計	98.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (平成25年12月10日)	2,558,278,071	2,678,907,207	1.0604	1.1104
第2特定期間 (平成26年 6月10日)	3,189,715,611	3,342,560,253	1.0435	1.0935
第3特定期間 (平成26年12月10日)	2,599,763,689	2,728,171,877	1.0123	1.0623
平成25年12月末日	2,662,881,810		1.0775	
平成26年 1月末日	2,914,816,284		1.0554	
平成26年 2月末日	3,233,701,988		1.0914	
平成26年 3月末日	3,356,045,785		1.0555	
平成26年 4月末日	3,302,273,822		1.0617	
平成26年 5月末日	3,254,830,635		1.0780	
平成26年 6月末日	2,859,144,173		1.0357	
平成26年 7月末日	2,400,286,219		1.0678	
平成26年 8月末日	2,488,259,125		1.0875	
平成26年 9月末日	2,670,136,920		1.0392	
平成26年10月末日	2,761,283,639		1.0268	
平成26年11月末日	2,847,767,665		1.0937	
平成26年12月末日	2,560,162,791		0.9878	

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 平成25年 7月31日 至 平成25年12月10日	0.0500
第2特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	0.1100
第3特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	0.1000

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成25年 7月31日 至 平成25年12月10日	11.0
第2特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	8.8
第3特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	6.6

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前作成期末基準価額」といいます。）を控除した額を前作成期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自 平成25年 7月31日 至 平成25年12月10日	2,424,722,428	12,139,697	2,412,582,731
第2特定期間	自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	1,890,218,759	1,245,908,640	3,056,892,850
第3特定期間	自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日	1,293,527,566	1,782,256,642	2,568,163,774

(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

2014年12月30日現在

基準価額	9,878円
純資産総額	25.6億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年12月	500円
2014年3月	600円
2014年6月	500円
2014年9月	500円
2014年12月	500円
直近1年間合計	2,100円
設定来合計	2,600円

※分配金の額は収益分配方針に基づき委託会社が決定します。過去の分配金実績は将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

主な資産の状況

■資産別構成比

組入ファンド・資産	比率
MGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド	97.9%
マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0%
現預金等	2.1%
合計	100.0%

※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。計理処理の仕組み上、「現預金等」の数値がマイナスになることがあります。

■ポートフォリオの状況(当ファンドが主要投資対象とするMGFアジア・スモール・キャップ・エクイティ・ファンドのデータです。)

●国・地域別構成比(上位5ヵ国・地域)

国・地域	比率
中国	21.2%
韓国	18.0%
インド	16.9%
台湾	12.4%
オーストラリア	11.8%

●通貨別構成比(上位5通貨)

通貨	比率
香港ドル	29.4%
韓国ウォン	16.9%
インドルピー	16.2%
台湾ドル	12.5%
オーストラリアドル	11.8%

●組入上位5業種

業種	比率
一般消費財・サービス	21.8%
情報技術	21.7%
資本財・サービス	17.4%
ヘルスケア	12.5%
金融	9.7%

※現地の2014年12月最終営業日のデータです。※国・地域別構成比、組入上位5業種は現物株式評価額に対する比率です。また、通貨別構成比は純資産総額に対する比率です。※国・地域別構成比の国・地域名は、組入銘柄の法人登録国を示しています。※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

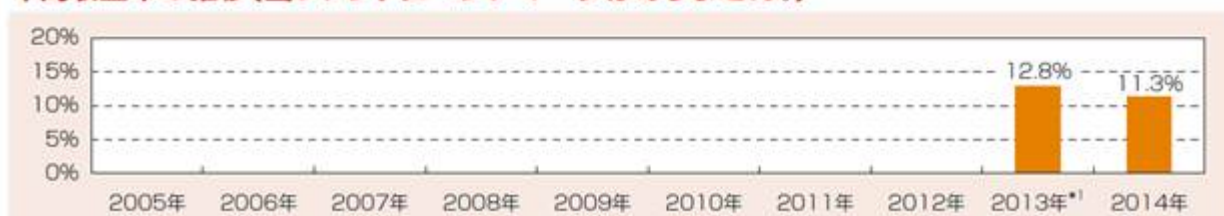
●組入上位10銘柄

(組入銘柄数147銘柄)

銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1 ワシオン・グループ・ホールディングス	香港	情報技術	1.9%
2 コックス・アンド・キングス	インド	一般消費財・サービス	1.7%
3 ストライズ・アルコラフ	インド	ヘルスケア	1.5%
4 パックス・グローバル・テクノロジー	香港	情報技術	1.4%
5 インボディ	韓国	ヘルスケア	1.4%
6 チャイナ・アニマル・ヘルスケア	中国	ヘルスケア	1.2%
7 エロス・インターナショナル・メディア	インド	一般消費財・サービス	1.2%
8 フォン・グループ	中国	素材	1.2%
9 KRBL	インド	生活必需品	1.1%
10 アモイ・インターナショナル・ポート	中国	資本財・サービス	1.1%

※現地の2014年12月最終営業日のデータです。※組入比率は純資産総額に対する比率です。※国・地域名は、組入銘柄の法人登録国を示していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。よって、「国・地域別構成比」と異なる場合があります。また、業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄について将来の組入れを保証するものではありません。

年間収益率の推移(当ファンドにベンチマークはありません。)



*1: 2013年: 設定日(2013年7月31日)~2013年12月末の収益率

※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5) その他

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

1. ファンドの償還条件等

< 訂正前 >

～ (略)

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

～ (略)

< 訂正後 >

～ (略)

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

～ (略)

2. 信託約款の変更等

< 訂正前 >

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

(略)

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

～ (略)

< 訂正後 >

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容および

その理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

（略）

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

～（略）

<訂正前>

3．反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「ファンドの償還条件等」または「信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

<訂正後>

3．反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

5．運用報告書

<訂正前>

毎年6月および12月の決算時および償還時に運用報告書（平成26年12月1日以降、交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書）を作成し、知っている受益者に対して交付します。

<訂正後>

毎年6月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

—

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年6月11日から平成26年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成26年6月10日現在)	当特定期間 (平成26年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	468,011	2,606,382
コール・ローン	163,945,164	229,899,165
投資証券	3,105,429,517	2,527,145,654
親投資信託受益証券	102,333	104,593
未収入金	92,214,000	-
未収利息	89	62
その他未収収益	2,429,169	1,707,183
流動資産合計	3,364,588,283	2,761,463,039
資産合計	3,364,588,283	2,761,463,039
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	215,680	-
未払収益分配金	152,844,642	128,408,188
未払解約金	8,054,102	22,228,146
未払受託者報酬	231,541	183,402
未払委託者報酬	12,688,495	10,050,513
その他未払費用	838,212	829,101
流動負債合計	174,872,672	161,699,350
負債合計	174,872,672	161,699,350
純資産の部		
元本等		
元本	3,056,892,850	2,568,163,774
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	132,822,761	31,599,915
(分配準備積立金)	153,111,299	72,774,648
元本等合計	3,189,715,611	2,599,763,689
純資産合計	3,189,715,611	2,599,763,689
負債純資産合計	3,364,588,283	2,761,463,039

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間		当特定期間	
	自	平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	自	平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
営業収益				
受取配当金		-		15,241,632
受取利息		20,010		11,244
有価証券売買等損益		309,948,907		253,898,018
為替差損益		32,828,408		419,523,069
その他収益		10,160,041		8,928,019
営業収益合計		287,300,550		189,805,946
営業費用				
受託者報酬		418,437		364,371
委託者報酬		22,930,423		19,967,657
その他費用		1,805,769		1,743,680
営業費用合計		25,154,629		22,075,708
営業利益又は営業損失（ ）		262,145,921		167,730,238
経常利益又は経常損失（ ）		262,145,921		167,730,238
当期純利益又は当期純損失（ ）		262,145,921		167,730,238
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		27,916,028		11,752,221
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		145,695,340		132,822,761
剰余金増加額又は欠損金減少額		137,736,090		73,651,636
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		137,736,090		73,651,636
剰余金減少額又は欠損金増加額		101,262,496		86,515,448
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		101,262,496		86,515,448
分配金		339,408,122		244,337,051
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		132,822,761		31,599,915

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前特定期間 平成26年6月10日現在	当特定期間 平成26年12月10日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,412,582,731 円	3,056,892,850 円
期中追加設定元本額	1,890,218,759 円	1,293,527,566 円
期中一部解約元本額	1,245,908,640 円	1,782,256,642 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	3,056,892,850 口	2,568,163,774 口
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額	1.0435 円	1.0123 円
特定期間末日における1万口当たり純資産額	10,435 円	10,123 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	前特定期間 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	当特定期間 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.1%以内の額	純資産総額に対して年率0.1%以内の額

2. 分配金の計算過程	自平成25年12月11日 至平成26年 6月10日	自平成26年 6月11日 至平成26年 9月10日
計算期間末における配当等 収益から費用を控除した額	4,253,042円	3,953,914円
有価証券売買等損益から費用 を控除した額	254,169,065円	166,430,986円
信託約款に規定される収益 調整金	61,478,065円	22,766,199円
信託約款に規定される分配 準備積立金	142,317,410円	96,161,417円
分配対象収益	462,217,582円	289,312,516円
（1万口当たり）	1,486円	1,247円
分配金額	186,563,480円	115,928,863円
（1万口当たり）	600円	500円
	自平成26年 3月11日 至平成26年 6月10日	自平成26年 9月11日 至平成26年12月10日
計算期間末における配当等 収益から費用を控除した額	3,991,964円	7,025,573円
有価証券売買等損益から費用 を控除した額	27,647,878円	0円
信託約款に規定される収益 調整金	80,455,268円	50,151,535円
信託約款に規定される分配 準備積立金	193,861,736円	144,006,161円
分配対象収益	305,956,846円	201,183,269円
（1万口当たり）	1,000円	783円
分配金額	152,844,642円	128,408,188円
（1万口当たり）	500円	500円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。
-------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間 平成26年6月10日現在	当特定期間 平成26年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前特定期間(平成26年6月10日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	96,980,439
親投資信託受益証券	321
合計	96,980,760

当特定期間(平成26年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	329,046,725
親投資信託受益証券	1,635
合計	329,045,090

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前特定期間（平成26年6月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	327,624,320	-	327,840,000	215,680
	アメリカドル	327,624,320	-	327,840,000	215,680
合計		327,624,320	-	327,840,000	215,680

当特定期間（平成26年12月10日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （ア）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - （イ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	マニユライフ・グローバル・ファンド アジア・スモール・キャップ・ エクイティ・ファンド	13,981,985.11	21,154,743.47	
	小計		13,981,985.11	21,154,743.47 (2,527,145,654)	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本債券インデック ス・マザーファンド	91,845	104,593	
	小計		91,845	104,593	
	合計			2,527,250,247 (2,527,145,654)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 1 銘柄	100.00%	100.00%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	平成26年6月10日現在	平成26年12月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	446,736,266	95,381,861
国債証券	19,239,299,110	17,928,071,220
地方債証券	1,502,991,500	1,521,111,000
特殊債券	2,040,407,058	1,925,611,245
社債券	1,334,155,000	1,440,064,000
未収入金	-	222,444,000
未収利息	90,130,675	84,304,132
前払費用	1,617,499	559,040
流動資産合計	24,655,337,108	23,217,546,498
資産合計	24,655,337,108	23,217,546,498
負債の部		
流動負債		
未払金	99,800,000	-
未払解約金	4,415,970	183,874,626
流動負債合計	104,215,970	183,874,626
負債合計	104,215,970	183,874,626
純資産の部		
元本等		
元本	22,035,630,553	20,226,518,264
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,515,490,585	2,807,153,608
元本等合計	24,551,121,138	23,033,671,872
純資産合計	24,551,121,138	23,033,671,872
負債純資産合計	24,655,337,108	23,217,546,498

[次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成26年 6 月10日現在	平成26年12月10日現在
1. 元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	22,431,573,348 円	22,035,630,553 円
同期中における追加設定元本額	609,882,546 円	469,658,716 円
同期中における解約元本額	1,005,825,341 円	2,278,771,005 円
同特定期間末日における元本の内訳		
マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンド	91,845 円	91,845 円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり・毎月）	91,450 円	91,450 円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Bコース（為替ヘッジなし・毎月）	91,450 円	91,450 円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Cコース（為替ヘッジあり・年2回）	91,450 円	91,450 円
マニユライフ・変動高金利戦略ファンド Dコース（為替ヘッジなし・年2回）	91,450 円	91,450 円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Aコース（為替ヘッジあり・毎月）	90,400 円	90,400 円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Bコース（為替ヘッジなし・毎月）	90,400 円	90,400 円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Cコース（為替ヘッジあり・年2回）	90,400 円	90,400 円
マニユライフ・フレキシブル戦略ファンド Dコース（為替ヘッジなし・年2回）	90,400 円	90,400 円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド（為替ヘッジあり・繰上償還条項付）14-06	-	89,446 円
マニユライフ・銀行貸付債権ファンド14-07	-	89,302 円
マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）	17,732,755,116 円	15,568,793,332 円
マニユライフ・国際分散ファンド20（適格機関投資家専用）	4,238,490,563 円	4,556,359,956 円
マニユライフ・国際分散ファンド50（適格機関投資家専用）	21,465,461 円	31,157,349 円
マニユライフ・国際分散ファンド75（適格機関投資家専用）	42,100,168 円	69,209,634 円

合計	22,035,630,553 円	20,226,518,264 円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	22,035,630,553 口	20,226,518,264 口
3. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1142 円 11,142 円	1.1388 円 11,388 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な審査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク・マネジメント・ミーティング 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年6月10日現在	平成26年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

（平成26年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	18,164,700
地方債証券	1,677,000
特殊債券	5,006,253
社債券	983,000
合 計	25,830,953

（平成26年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	335,103,960
地方債証券	16,442,500
特殊債券	6,036,771
社債券	6,101,000
合 計	351,610,689

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成26年6月10日現在）

該当事項はありません。

（平成26年12月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第339回利付国債(2年)	300,000,000	300,420,000	
	第340回利付国債(2年)	600,000,000	600,894,000	
	第95回利付国債(5年)	100,000,000	100,767,000	
	第96回利付国債(5年)	100,000,000	100,640,000	
	第97回利付国債(5年)	100,000,000	100,608,000	
	第98回利付国債(5年)	100,000,000	100,456,000	
	第102回利付国債(5年)	200,000,000	201,212,000	
	第104回利付国債(5年)	200,000,000	200,860,000	
	第106回利付国債(5年)	300,000,000	301,578,000	
	第107回利付国債(5年)	230,000,000	231,317,900	
	第108回利付国債(5年)	300,000,000	300,813,000	
	第110回利付国債(5年)	200,000,000	201,894,000	
	第111回利付国債(5年)	250,000,000	253,185,000	
	第114回利付国債(5年)	200,000,000	202,072,000	
	第115回利付国債(5年)	150,000,000	150,988,500	
	第116回利付国債(5年)	100,000,000	100,662,000	
	第1回利付国債(40年)	120,000,000	151,358,400	
	第6回利付国債(40年)	50,000,000	56,159,500	
	第7回利付国債(40年)	20,000,000	21,224,400	
	第277回利付国債(10年)	320,000,000	326,515,200	
	第279回利付国債(10年)	230,000,000	235,848,900	
	第280回利付国債(10年)	130,000,000	133,755,700	
	第282回利付国債(10年)	130,000,000	133,916,900	
	第284回利付国債(10年)	150,000,000	155,139,000	
	第289回利付国債(10年)	230,000,000	240,352,300	
	第291回利付国債(10年)	200,000,000	208,428,000	
	第297回利付国債(10年)	210,000,000	221,512,200	
	第300回利付国債(10年)	510,000,000	541,609,800	
	第305回利付国債(10年)	400,000,000	424,512,000	
	第309回利付国債(10年)	480,000,000	507,048,000	
	第310回利付国債(10年)	100,000,000	105,256,000	
	第312回利付国債(10年)	210,000,000	223,893,600	
	第314回利付国債(10年)	100,000,000	106,196,000	
	第315回利付国債(10年)	100,000,000	107,022,000	
第316回利付国債(10年)	100,000,000	106,374,000		
第317回利付国債(10年)	200,000,000	213,024,000		
第319回利付国債(10年)	100,000,000	106,638,000		
第321回利付国債(10年)	200,000,000	211,918,000		
第322回利付国債(10年)	150,000,000	157,861,500		
第324回利付国債(10年)	120,000,000	125,380,800		

第325回利付国債(10年)	300,000,000	313,296,000	
第326回利付国債(10年)	400,000,000	414,480,000	
第328回利付国債(10年)	200,000,000	205,504,000	
第331回利付国債(10年)	200,000,000	205,128,000	
第332回利付国債(10年)	200,000,000	204,910,000	
第333回利付国債(10年)	300,000,000	307,008,000	
第334回利付国債(10年)	300,000,000	306,768,000	
第335回利付国債(10年)	200,000,000	202,260,000	
第2回利付国債(30年)	540,000,000	663,319,800	
第6回利付国債(30年)	41,000,000	50,335,700	
第12回利付国債(30年)	130,000,000	152,360,000	
第15回利付国債(30年)	50,000,000	61,845,000	
第18回利付国債(30年)	110,000,000	131,985,700	
第21回利付国債(30年)	100,000,000	120,078,000	
第25回利付国債(30年)	120,000,000	144,122,400	
第28回利付国債(30年)	120,000,000	149,462,400	
第29回利付国債(30年)	290,000,000	356,012,700	
第32回利付国債(30年)	50,000,000	60,605,000	
第34回利付国債(30年)	90,000,000	107,332,200	
第35回利付国債(30年)	150,000,000	172,393,500	
第36回利付国債(30年)	50,000,000	57,509,000	
第37回利付国債(30年)	100,000,000	112,703,000	
第38回利付国債(30年)	150,000,000	165,502,500	
第39回利付国債(30年)	50,000,000	56,359,000	
第40回利付国債(30年)	50,000,000	55,177,000	
第41回利付国債(30年)	50,000,000	53,930,000	
第44回利付国債(30年)	50,000,000	53,830,500	
第43回利付国債(20年)	100,000,000	113,488,000	
第47回利付国債(20年)	150,000,000	168,328,500	
第63回利付国債(20年)	100,000,000	112,790,000	
第64回利付国債(20年)	70,000,000	79,709,000	
第65回利付国債(20年)	20,000,000	22,810,800	
第68回利付国債(20年)	53,000,000	61,996,750	
第72回利付国債(20年)	220,000,000	256,258,200	
第74回利付国債(20年)	35,000,000	40,850,950	
第76回利付国債(20年)	100,000,000	114,965,000	
第78回利付国債(20年)	54,000,000	62,177,220	
第81回利付国債(20年)	100,000,000	116,283,000	
第82回利付国債(20年)	20,000,000	23,475,000	
第83回利付国債(20年)	100,000,000	117,573,000	
第84回利付国債(20年)	100,000,000	116,460,000	
第90回利付国債(20年)	100,000,000	119,099,000	

	第9 1 回利付国債(20年)	100,000,000	120,280,000	
	第9 2 回利付国債(20年)	50,000,000	59,072,000	
	第9 4 回利付国債(20年)	70,000,000	82,802,300	
	第9 5 回利付国債(20年)	300,000,000	362,346,000	
	第1 0 0 回利付国債(20年)	140,000,000	167,735,400	
	第1 0 8 回利付国債(20年)	440,000,000	510,677,200	
	第1 2 1 回利付国債(20年)	100,000,000	115,486,000	
	第1 2 4 回利付国債(20年)	80,000,000	93,500,000	
	第1 2 5 回利付国債(20年)	100,000,000	119,808,000	
	第1 2 7 回利付国債(20年)	100,000,000	115,253,000	
	第1 2 9 回利付国債(20年)	20,000,000	22,719,400	
	第1 3 3 回利付国債(20年)	50,000,000	56,642,000	
	第1 3 4 回利付国債(20年)	150,000,000	169,669,500	
	第1 3 6 回利付国債(20年)	70,000,000	76,977,600	
	第1 3 9 回利付国債(20年)	100,000,000	109,763,000	
	第1 4 1 回利付国債(20年)	180,000,000	199,697,400	
	第1 4 2 回利付国債(20年)	100,000,000	112,559,000	
	第1 4 4 回利付国債(20年)	150,000,000	161,086,500	
	第1 4 5 回利付国債(20年)	150,000,000	165,759,000	
	第1 4 7 回利付国債(20年)	50,000,000	54,188,000	
	第1 4 8 回利付国債(20年)	350,000,000	372,256,500	
国債証券 合計		16,553,000,000	17,928,071,220	
地方債証券	第1 3 回東京都公募公債	100,000,000	109,622,000	
	第6 6 4 回東京都公募公債	200,000,000	210,726,000	
	第6 6 8 回東京都公募公債	150,000,000	159,390,000	
	第1 5 5 回神奈川県公募公債	100,000,000	105,491,000	
	平成2 3 年度第2 回愛知県公募公債	100,000,000	100,542,000	
	第6 1 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,051,000	
	平成2 0 年度第4 回横浜市公募公債	100,000,000	106,443,000	
	第3 7 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	208,462,000	
	第4 0 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	208,002,000	
	第4 4 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	207,382,000	
地方債証券 合計		1,450,000,000	1,521,111,000	
特殊債券	第2 9 回日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,573,000	
	第3 5 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	210,048,000	
	第3 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	209,390,000	
	第5 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,999,000	
	第9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	202,086,000	
	第8 6 4 回政府保証公営企業債券	200,000,000	205,676,000	
	第8 7 7 回政府保証公営企業債券	100,000,000	104,824,000	
	第8 8 1 回政府保証公営企業債券	130,000,000	135,894,200	
	第1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,000,000	38,860,920	

	第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	25,669,000	27,843,420	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,024,000	84,010,414	
	第75回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,773,000	96,389,291	
	い第756号農林債	200,000,000	200,822,000	
	第259回信金中金債	100,000,000	100,631,000	
	第57回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,564,000	
特殊債券 合計		1,863,466,000	1,925,611,245	
社債券	第8回オーストラリア・コモンウェルス銀行円貨社債	100,000,000	100,529,000	
	第4回ウォルマート・ストアーズ・インク円貨社債	100,000,000	100,493,000	
	第7回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,234,000	
	第11回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	102,941,000	
	第1回明治安田生命2014基金特定目的会社債	100,000,000	100,413,000	
	第81回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	104,822,000	
	第25回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	100,780,000	
	第54回株式会社三井住友銀行無担保社債	100,000,000	100,563,000	
	第30回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	100,359,000	
	第55回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	106,807,000	
	第69回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	105,761,000	
	第23回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	106,822,000	
	第63回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	102,569,000	
	第411回中部電力株式会社社債	100,000,000	106,971,000	
社債券 合計		1,400,000,000	1,440,064,000	
合計		21,266,466,000	22,814,857,465	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

以下のファンドの現況は平成26年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,699,131,264 円
負債総額	138,968,473 円
純資産総額(-)	2,560,162,791 円
発行済口数	2,591,855,310 口
1口当たり純資産額(/)	0.9878 円
(1万口当たり純資産額)	(9,878 円)

(参考) マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	22,668,290,114 円
負債総額	174,610,836 円
純資産総額(-)	22,493,679,278 円
発行済口数	19,609,634,435 口
1口当たり純資産額(/)	1.1471 円
(1万口当たり純資産額)	(11,471 円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	2億5,000万円
発行可能株式の総数	80,000株
発行済株式総数	49,800株

最近5年間の資本金の額の増減：

- 平成22年6月23日： 資本金の額を4億9,500万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更
- 平成24年4月17日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更
- 平成25年11月27日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

投資運用の意思決定機構

1. 運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、運用政策会議において決定されます。運用政策会議は、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、リーガル&コンプライアンス部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・運用政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行い、当該ミーティングにおいて、報告・審議を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

・リスク・マネジメント・ミーティング

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、運用部に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

平成26年12月30日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	総資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	2	8,949
追加型株式投資信託	26	281,544
株式投資信託 合計	28	290,493
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	28	290,493

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表及び第8期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)			当事業年度 (平成26年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金			274,871		395,149		
2. 立替金			-		24		
3. 前払費用			6,064		4,101		
4. 未収入金			16,600		17,611		
5. 未収委託者報酬			60,866		100,196		
流動資産計			358,402	89.4	517,081	92.2	
固定資産							
1. 有形固定資産			10,553		9,475		
(1) 建物		9,900			9,900		
(2) 器具備品		8,851			9,081		
(3) その他		4,074			4,074		
(4) 減価償却累計額		12,272			13,580		
2. 投資その他の資産					34,361		
(1) 投資有価証券			-		100		
(2) 敷金		28,314	28,314		34,260		
固定資産計			38,867	9.7	43,836	7.8	
繰延資産							
1. 開業費			3,798		-		
繰延資産計			3,798	0.9	-	0.0	
資産合計			401,067	100.0	560,917	100.0	
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			8,471		15,361		
2. 未払金			23,371		52,381		
(1) 未払手数料		6,172			31,437		
(2) 未払消費税等		1,394			7,446		
(3) その他未払金	1	15,804			13,498		
3. 未払費用			107,862		123,236		
4. 未払法人税等			1,517		1,857		
5. 賞与引当金			14,116		10,322		
流動負債計			155,337	38.7	203,157	36.2	
固定負債							
1. 繰延税金負債(固)			-		0		
固定負債合計			-		0		
負債合計			155,337	38.7	203,157	36.2	
(純資産の部)							

株主資本							
1. 資本金			250,000	62.3		250,000	44.6
2. 資本剰余金			377,949			495,730	
(1) 資本準備金		350,000		87.3	450,000		80.2
(2) その他資本剰余金		27,949		7.0	45,730		8.2
3. 利益剰余金			382,220			387,970	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		382,220		95.3	387,970		69.2
純資産合計			245,730	61.3		357,760	63.8
負債・純資産合計			401,067	100.0		560,917	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)			当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)			
		科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益								
1. 委託者報酬			433,397			861,299		
2. その他営業収益			45,443			240,318		
営業収益計				478,840	100.0		1,101,618	100.0
営業費用								
1. 支払手数料			49,661			265,661		
2. 広告宣伝費			35,186			79,057		
3. 支払投資顧問料			215,591			288,132		
4. 委託計算費			65,832			74,607		
5. 営業雑経費			5,076			6,556		
営業費用計				371,345	77.6		714,013	64.8
一般管理費								
1. 給料	1		335,471			580,777		
(1) 役員報酬			30,188			31,203		
(2) 給料・手当			270,631			364,767		
(3) 賞与			34,652			184,807		
2. 法定福利費			32,725			44,017		
3. 福利厚生費			542			353		
4. 賞与引当金繰入額			17,004			13,004		
5. 採用教育費			196			3,602		
6. 不動産賃借料			28,528			32,930		
7. 外注費			5,454			8,415		
8. 支払報酬料			11,050			6,699		
9. 諸経費	2		48,769			58,770		
一般管理費計				479,740	100.2		748,567	68.0
営業損失				372,245	77.7		360,962	32.8
営業外収益								
1. 受取利息			36			29		

2. 雑収入	0		0	
3. 為替差益	510		-	
4. 講演・原稿料収入	29		86	
営業外収益計		575	0.1	115
営業外費用				
1. 創立費償却	204		-	
2. 開業費償却	7,596		3,798	
3. 為替差損	-		2,001	
4. 雑損失	-		3	
営業外費用計		7,800	1.6	5,802
経常損失		379,470	79.2	366,649
特別損失				
1. 特別退職金	1,808		20,380	
特別損失計		1,808		20,380
税引前当期純損失		381,278	79.6	387,029
法人税、住民税及び 事業税		942	0.2	941
当期純損失		382,220	79.8	387,970

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期末首残高	250,000	460,000	5,921	465,921	587,972	587,972	127,949	127,949
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000				
資本準備金 の取崩		360,000	360,000					
欠損補填			587,972	587,972	587,972	587,972		
当期純損失					382,220	382,220	382,220	382,220
当期変動額合計	-	110,000	22,028	87,972	205,752	205,752	117,780	117,780
当期末残高	250,000	350,000	27,949	377,949	382,220	382,220	245,730	245,730

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本余剰金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期期首残高	250,000	350,000	27,949	377,949	382,220	382,220	245,730	245,730
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000				
資本準備金 の取崩		150,000	150,000					
欠損補填			382,220	382,220	382,220	382,220		
当期純損失					387,970	387,970	387,970	387,970
当期変動額合計	-	100,000	17,780	117,780	5,750	5,750	112,030	112,030
当期末残高	250,000	450,000	45,729	495,729	387,970	387,970	357,760	357,760

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 5～6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2．繰延資産の処理方法

(1) 開業費

会社開業後5年以内で月数を基準とした定額法により償却をしております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

(平成25年 3月31日)	(平成26年 3月31日)
1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。	1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。
その他未払金 10,195千円	その他未払金 11,486千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
給料 335,471千円	給料 580,777千円
2 減価償却実施額	2 減価償却実施額
有形固定資産 2,306千円	有形固定資産 1,308千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	29,800株	10,000株	-	39,800株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

当事業年度(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	39,800株	10,000株	-	49,800株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。

このため、信用リスクはありません。また、未収入金に係る信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照ください)。

前事業年度(平成25年 3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	274,871	274,871	-
(2) 未収委託者報酬	60,866	60,866	-
(3) 未収入金	16,600	16,600	-

当事業年度(平成26年 3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	395,149	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	17,611	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
敷金	28,314	34,260

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年 3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	274,746	-
(2) 未収委託者報酬	60,866	-

(3) 未収入金	16,600	-
合計	352,212	-

当事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	395,149	-
(2) 未収委託者報酬	100,196	-
(3) 未収入金	17,611	-
合計	512,956	-

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成25年 3月31日）		当事業年度 （平成26年 3月31日）	
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	（千円）	繰延税金資産	（千円）
賞与引当金	5,365	賞与引当金	3,679
未払費用	1,098	未払費用	956
未払事業税	216	未払事業税	323
貯蔵品	604	貯蔵品	835
減価償却超過額	663	減価償却超過額	474
繰延資産償却超過額	158	繰延資産償却超過額	-
繰越欠損金	629,585	繰越欠損金	727,180
敷金償却費	78	敷金償却費	107
繰延税金資産小計	637,767	繰延税金資産小計	733,553
評価性引当額	637,796	評価性引当額	733,553
繰延税金資産合計	29	繰延税金資産合計	-
繰延税金負債		繰延税金負債	
原価算入交際費	29	原価算入交際費	-
その他有価証券評価差額金	-	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	29	繰延税金負債合計	0
繰延税金資産（負債）の純額	-	繰延税金資産（負債）の純額	（0）
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。		税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。	
		3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えると想定されるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	合計
240,318	240,318

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬861,299千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド	240,318	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者負担金	391,994	未払金	10,195
							第三者割当増資の引受	500,000		

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接 100.0	事務委託 役員の兼任 増資の引受	出向者負担金	672,638	未払金	11,486
							第三者割当増資の引受	500,000		

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	148,812	未払費用	79,698
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	47,852	未払費用	15,700
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	45,443	未収入金	16,565

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	----------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円) 140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	163,192	未払費用	84,119
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル) 143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	102,160	未払費用	24,065
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	240,318	未収入金	17,611

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 第三者割当増資の引受については、平成24年3月12日および平成25年10月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (4) リエゾン報酬については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,174.12円	1株当たり純資産額	7,183.93円
1株当たり当期純損失金額	9,710.37円	1株当たり当期純損失金額	8,975.10円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
当期純損失(千円)	382,220	387,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	382,220	387,970
普通株式の期中平均株式数(株)	39,362	43,225

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第8期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)
科目	注記番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1. 現金・預金		333,507
2. 前払費用		5,386
3. 未収入金		13,373
4. 未収委託者報酬		120,604
5. 仮払消費税等	1	32,361
6. 前払消費税等		2,254
7. その他		0
流動資産計		507,487
固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物		9,899
(2) 器具備品		9,081
(3) その他		4,074
(4) 減価償却累計額		14,033
2. 投資その他の資産		
(1) 敷金		34,212
固定資産計		43,233
資産合計		550,721

		第8期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)
科目	注記番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1. 預り金		15,335
2. 未払金		45,902
3. 未払費用		156,413
4. 未払法人税等		1,504
5. 賞与引当金		36,024
6. 仮受消費税等	1	43,974
流動負債計		299,155

負債合計	299,155
(純資産の部)	
株主資本	
1. 資本金	250,000
2. 資本剰余金	
(1) 資本準備金	450,000
(2) その他資本剰余金	45,729
3. 利益剰余金	
(1) その他利益剰余金	
()繰越利益剰余金	494,164
純資産合計	251,565
負債・純資産合計	550,721

(2) 中間損益計算書

		第8期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	
科目	注記番号	金額(千円)	
営業収益			
1. 委託者報酬		549,684	
2. その他営業収益		90,936	
営業収益計			640,620
営業費用			
1. 支払手数料		188,018	
2. 広告宣伝費		32,300	
3. 支払投資顧問料		172,693	
4. 委託計算費		41,084	
5. 営業雑経費		2,861	
営業費用計			436,958
一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬		15,885	
(2) 給料・手当		191,031	
2. 法定福利費		21,937	
3. 賞与引当金繰入額		27,431	
4. 不動産賃借料		17,284	
5. 外注費		4,606	
6. 支払報酬料		1,866	
7. 諸経費	1	23,953	
一般管理費計			303,998
営業損失			100,336
営業外収益			
1. 受取利息		11	
2. その他		1	
営業外収益計			13
営業外費用			
1. 為替差損		803	
営業外費用計			803
経常損失			101,126
特別損失			
1. 特別退職金		4,600	

特別損失計				4,600
税引前中間純損失				105,726
法人税、住民税及び事業税				467
中間純損失				106,193

(3) 中間株主資本等変動計算書

第8期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,729	495,729	387,970	387,970	357,759	357,759
当中間期変動額								
中間純損失					106,193	106,193	106,193	106,193
当中間期変動額合計	-	-	-	-	106,193	106,193	106,193	106,193
当中間期末残高	250,000	450,000	45,729	495,729	494,164	494,164	251,565	251,565

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

有形固定資産 452千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第8期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数
普通株式	49,800株	-	-	49,800株

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	333,507	333,507	-
(2) 未収入金	13,373	13,373	-
(3) 未収委託者報酬	120,604	120,604	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、及び(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（中間貸借対照表計算上額34,212千円）については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

香港	合計
90,936	90,936

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。なお、委託者報酬549,684千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジ メント(HK)リミテッド	90,936	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額は、5,051円52銭であります。

2. 1株当たり中間純損失は、2,132円40銭であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第8期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間純損失金額(千円)	106,194
普通株主に帰属しない金額(千円)	-

普通株式に係る中間純損失金額(千円)	106,194
普通株式の期中平均株式数(株)	49,800

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成26年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (平成26年9月末現在)	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容	
いちよし証券株式会社	14,577百万円 (平成26年9月末現在)	金融商品取引法に定める第1種金融商品取引業を営んでいます。	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円 (平成26年9月末現在)		
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成26年9月末現在)		
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年9月末現在)		
極東証券株式会社	5,251百万円 (平成26年9月末現在)		
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成26年9月末現在)		
PWM日本証券株式会社	3,000百万円 (平成26年9月末現在)		
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成26年9月末現在)		
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成26年9月末現在)		
丸八証券株式会社	3,751百万円 (平成26年9月末現在)		
立花証券株式会社	6,695百万円 (平成26年9月末現在)		
株式会社イオン銀行	51,250百万円 (平成26年9月末現在)		銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年2月4日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンドの平成26年6月11日から平成26年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・アジア・オセアニア小型成長株ファンドの平成26年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月18日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2)財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#)